昭和53年
6月1日号
第148号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

人口と世帯

昭和53年5月1日現在

人口	6,280	−14
男	3,008	−8
女	3,272	−6
世帯	1,668	−1

災害は忘れた頃にやってくる

災害に備えて

町民の生命と財産を守る立場からかねて防災には万全を期して参りましたが、気象が発表しました九州地方における三ケ月（5.6.7月）予報によると、本年の梅雨入りは平年並みかやや早く六月後半から七月前半にかけて梅雨前線の活動が活発となり大雨の降る恐れがあるとしており災害の発生が予想されます。災害は忘れたころにやってくると申しますように過去集中豪雨等により多大の被害をこうむり毎年あとをたたない現状であります。そこで本町も消防団各種団体等関係者を集め、町地域防災の組織強化について計画をたて、災害時に備えています。皆様方の絶大なる御協力をお願い致します。

災害が発生し、又発生の恐れがある場合、その他緊急な場合の連絡を受けたら、次の方法で皆様にお知らせする計画です。

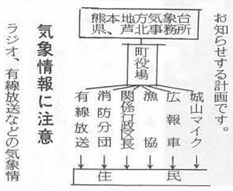

気象情報に注意

ラジオ、有線放送などの気象情報や、防災上の注意事項をよく聞くとともに雨の降り方に注意し、雷をともなった雨が降り出したら一応局地的豪雨と考え、厳重な警戒をする必要があります。

大雨が降ったら

◎水害の恐れがある場合

(1)河川や堤防の近くに住んでいる人、川や海の水かさに注意すること。

(2)大雨が長く続くと地盤がゆるみ崖くずれのおとる危険があるので十分注意すること。

◎地すべりの予知と予防

地すべりのおこる前には、次のような現象がよくおこる。

(1)地下に住む小動物が家屋内にはいあがる。

(2)井戸水、湧水、溜池等の水が急にかれる。

(3)水田の水保ちが悪くなる。

(4)急傾斜田に亀裂が生じる。

(5)地鳴、家鳴が聞こえる。

このような状態になれば、地すべりがおこる危険性がかなり高いと考えられるので、いつでも避難できるよう準備しておくこと。

◎一般的事項

(1)いざというとき、自分の家族がどこに避難したらよいか、避難場所を確認しておく。

(2)隣り近所の人との連絡方法をきめておく。

(3)洪水警報や避難の命令等がどういう経路で自分の所へ伝達されるかよく確めておく。

(4)非常持ち出し用品の準備
懐中電灯、救急薬品、トランジスターラジオ、その他の必需品をリュックサックに入れたり風呂敷につつんだりして、持ちやすくしておきましょう。

(5)その他
災害が発生したら、どんな小さなことでも、消防団か役場に連絡して指示をあおいで下さい。

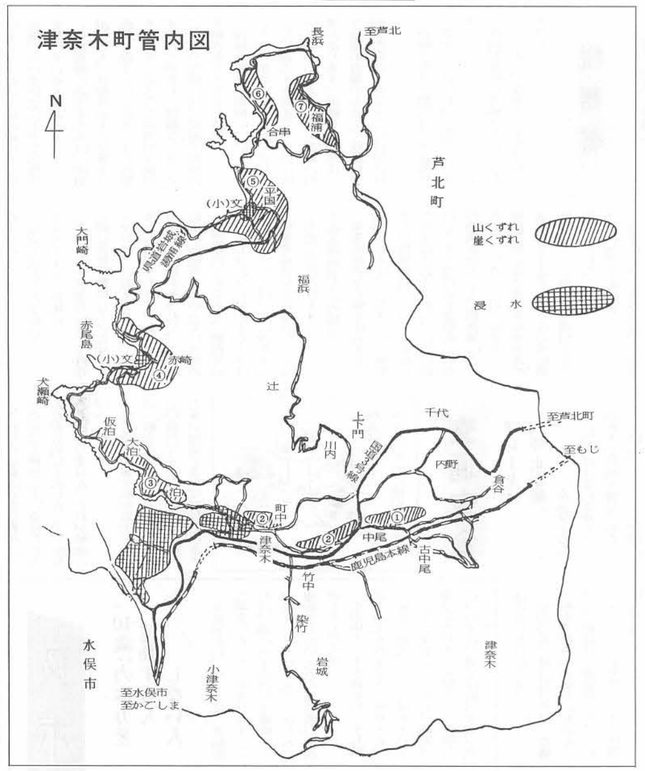

集中豪雨

指定しておりますが、局部的な崖くずれ等の場合は、近所や親戚の家等、普段に決めておき、そこに避難しましょう。

(4)非常持ち出し用品の準備
懐中電灯、救急薬品、トランジスターラジオ、その他の必需品をリュックサックに入れたり風呂敷につつんだりして、持ちやすくしておきましょう。

(5)その他
災害が発生したら、どんな小さなことでも、消防団か役場に連絡して指示をあおいで下さい。

気象庁が今までに記録した集中豪雨一日の最大雨量は千百九・二ミリという驚異的なもので、昭和三十二年に諫早市で起こりました。

ところで、一時間に四十〜五十ミリ以上、一日二百ミリ以上の雨が降れば集中豪雨といえましょう。

降雨量一ミリというのは一メートル四方の地面に一リットルの雨水が降った事になり、この計算でいいますと千百九・二ミリの雨量は一坪に対して何とドラムカン約十八本分の雨が降った勘定になります。

本町で一番こわいのはこの集中豪雨です。少しの時間に大量の雨が降る時は崖くずれ、山くずれはもちろん、土石流等に充分注意し避難は早目に致しましょう。

＊　＊　＊　＊

◎備えあれば憂いなし

◎広げよう献血の輪

これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちみんなが分担して出し合っていかなければなりません。これが税金というものです。

国の活動を表す昭和五十三年度の一般会計予算は、二四兆二、九五〇億円ですが、このうちの約六〇％が税金でまかなわれています。

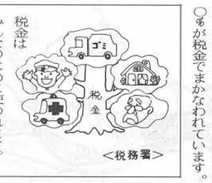

―ここが危い―

▶昭和52年6月27日の集中豪雨！

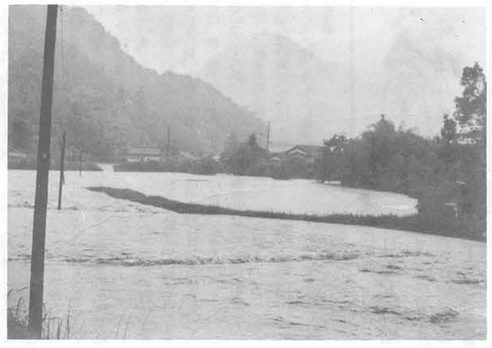

山くずれ、崖くずれ危険ケ所

番号	場所（地区名）	予想される危険	世帯数	摘要
1	大字　津奈木、中尾	落石、山くずれ	50	
2	大字　津奈木、中尾、岩城、竹中、町中	〃	146	
3	大字　岩城、大泊	崖くずれ、山くずれ	135	
4	大字　福浜、赤崎	〃　〃	265	
5	〃　平国	〃　〃	166	
6	〃　合串	〃　〃	35	
7	福浦	〃　〃	65	

河川及び海岸堤防

番号	河川及び海岸名	予想される危険ケ所	延長	摘要
1	津奈木川	町中、竹中	200m	漏水決壊
2	千代川	町中	30	〃
3	赤崎川	日添	70	〃
4	古川	古川	120	〃
5	平国川	平国下	100	〃
6	干拓堤防	小津奈木字男島	2,228	〃

家屋浸水のおそれのあるケ所

番号	地域名	河川名	世帯数	人口	摘要
1	中尾	津奈木川	7	21	
2	梨竹	〃	6	24	
3	町中	〃	10	35	
4	浜崎	久子川	8	37	
5	古川	古川	28	91	
6	日当、日添	赤崎川	40	138	
7	平国下	平国川	43	157	
8	男島		10	30	工場2

避難予定場所

番号	避難対象地区	第1場所		第2場所		第3場所		摘要
1	浜、町戸、桜	中央公民館	80	津奈木中学校	250	津奈木小学校	250	
2	中尾	中尾公民館	30	中央公民館	80	〃	250	
3	赤崎	赤崎公館	50	赤崎小学校	200			
4	平国	平国小学校	100					
5	福浦	福浦公民館	30					

厚生

県大会記録更新される

走巾跳5m91cm！

五月晴れに恵まれた第15回熊本県身体障害者体育大会において、小津奈木の江口伸広さんが優秀な成績を修められました。

新装なった県民総合運動公園で開催され、会場の都合により出場者も半数に限定された。各地区の精鋭選手のなか、江口選手の成績は午前の部　四百米走　一位
午後の部　走巾跳　一位
（県大会記録）

四百米走では相手不足のため実力を出しきれなかった様子でしたが走巾跳では二位に、大差をつけ、これまでの4m86を23cmも延ばすという好記録でした。

当日は早朝六時出発にもかかわらず、伊藤会長はじめ多数の応援参加ありがとうございました。御不自由な身体にもめげず努力されている江口さんの健闘を称え、尚一層の御活躍を祈念します。

＊＊＊＊＊

年金

国民年金の保険料を納められない方は免除の手続きを

国民年金制度に、保険料の「免除」という制度があるのをご存知ですか。

国民年金に加入している人は必ず保険料を納めなければなりませんが家計が苦しいとか、生活保護を受けている人など、経済的な理由で保険料が納められない人については、保険料が免除されることになっています。

これが保険料免除の制度ですがこの制度には事由に該当したときから免除される「法定免除」と申請によって免除される「申請免除」の二つがあります。

法定免除に該当する人は、国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子（準母子）福祉年金を受けている人、または生活保護法の生活扶助、らい予防法による生活援助を受けている人などです。

申請免除に該当する人は、所得がない人、世帯員が生活保護法の医療扶助やらい予防法による援助を受けている人など保険料を納付することが著しく困難なときです。

このような時には、役場で免除の手続きをとってください。

免除を受けた期間については、その後、生活にゆとりができたときに、過去十年前まで、さかのぼって納めることができる追納の制度があります。追納した期間は、年金額の計算のときに、保険料を納めた場合と同じように計算されます。

免除を受けた期間は、年金額を計算するときに1/3の額となります。

保険料免除の手続きなど、くわしいことは、役場で、おたずねください。

税務署

昭和五十二年度分所得税の特別払戻し

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときはその税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょう。

＜還付を受けられる人＞

昭和五十二年分の所得税を納めた人で。

ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

＜還付方法とその手続＞

①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月上旬ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときはその分については、次に説明する〝事業所得者などの場合〟と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他の人の場合

今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、税務署へおたずねください。

税金はみんなの為に使われる

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体はいろいろな活動を行っています。

例えば、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育や科学の振興など、その活動は幅広い分野にわたっています。

これらの活動に必要な費用は、その社会を構成している私たちみんなが分担して出し合っていかなければなりません。これが税金というものです。

国の活動を表す昭和五十三年度の一般会計予算は、二四兆二、九五〇億円ですが、このうちの約六〇％が税金でまかなわれています。

交通安全

ブレーキは〝停止距離〟を考えて

車は急には止まれません。

運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際にきき始めて車が停止するまでに、かなりの距離（停止距離）を走ります。

乾いた路面と、雨の降ったはじめの路面では、停止距離がどれくらい違うか比べてみましょう。

時速四十キロで新品タイヤの場合、乾いた路面では七・九メートル。雨の降りはじめでは十五・七メートル。

時速六〇キロでは、前者が十七・八メートル。後者は四十・五メートルの停止距離を必要とします。

そしてタイヤが摩耗していればもっと状況は悪くなり、雨の降りはじめの路面で、時速四十キロの場合は二十一メートル、時速六十キロのスピードでは、なんと五十七メートルもの距離がかかり、車は止まらないのです。

そのうえ、降りはじめは、車輪と路面の摩さつ抵抗がいちばん小さく、縦滑り、横滑りなど、いわゆるスリップが発生しやすい状態になります。

ですから、停止距離をよく考えて、スピードは控え目に、そして十分な車間距離をとることを忘れないようにしたいものです。

暴走族

目立つ親の無力感

なぜ彼らは車を持てるのか

暴走族はオートバイや車をどうやって手に入れているのでしょう。

自分で働いた金、アルバイトで得た金など自己資金で買った者は全体の四三・三％。だが、親から一部、または全部援助してもらった者は四五・六％と、これを上回っています。

とくに、大学生では七〇・八％高校生の五八・二％が親からの援助を受けています。

社会人では、自己資金による者の方が多くなっています。

また、暴走族の息子を持つ親の態度はどうでしょう。父母とも反対しているというのが当然いちばん多くて四三％。しかし、認めている一〇％、あきらめている一七％、知らない二八％と、直接には反対しない親が半数以上もいます。これは、親の無力感をあらわしているのでしょうか。

とくに、息子が暴走族であることを知らない親が三人に一人もいるというのは、まことに無責任といえます。

スポーツ

〝10歳〟の体力差運動する人しない人

文部省が行った、「体力運動能力調査」というのがあります。これは、週に三〜四回以上継続して運動を行っている人と、ほとんど運動をしない人との運動能力を調査したものです。

この中で二十五歳から二十九歳までの人をみますと、男女とも、「走る」能力についてはあまり差が出ていません。しかし、筋肉の強さを表わす「走幅とび」の能力については、男では約六十センチ女では約三十五センチも開きがあります。

おなじ調査の中で、四十歳以上の人を比較すると差はさらにひろがり、運動をしている人としていない人との間には、男の場合でおよそ十歳ほどの体力差が出ています。

五十歳〜五十四歳の年齢層で運動をしている人の体力は、四十歳〜四十四歳で運動していない人とほぼおなじです。しかも千五百メートル急歩（持久力をみるテスト）では、約二十秒もまさっています。

また、同年齢層間での比較では運動をしている人の体力を一〇〇とすると、していない人の体力はほぼその八〇〜八五％くらいしかないことがわかります。

目立つ子供の体力低下

最近の子供は、体格の割りに体力の低下が目立ちます。

たとえば、ジャングルジムからとび下りただけで足首を折ったり、畳の上で後ろへ手をついたら鎖骨が折れたなど、ちょっと考えられないような事故が起こっています。

これは、体力が十分でなく、とくに背筋力が低下していてすぐ転んだり、とっさの身のこなしができなくなっていることを示しています。

親も子供も体力低下――考えてみると、恐ろしいことです。

こまりもの平和のシンボル「どバト」

どバト（飼いばとが野生化したハト）が異常繁殖し、農作物（豆類）に大きな被害を及ぼしますので、猟友会の皆さんの協力を得て次の日程で駆除を行いますので御協力下さい。

なお、自宅ではどバトを飼っておられる方は農作物に被害を与えますので絶対に放し飼いされないようにお願いします。

駆除期日　六月五日〜六月十五日まで
駆除範囲　町内一円

お礼

重盤岩の日の丸寄贈

中尾出身で、大阪市にお住まいの農業日之吉氏より御寄贈いただきました。記名の上掲揚させて戴きます。

右の方々から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封ご寄附下さいました。この寄附金は町民福祉のため、有効に利用させていただきます。謹んで御礼申し上げますとともに故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

ご芳志お礼

部落	世帯主	
竹中	成田 満	故人
中尾	福田辰義	子之助
小津奈木	篠原政利	丑太郎
大泊	五嶋エイ	政行
		金吾

区長改選

先月号で区長さんの改選をお知らせ致しましたが、日当、篠原不二人さんが「藤原」となっていましたのでお詫びと訂正致します。竹中部落は、山崎政信さんに決定致しました。

駐在さん異動

ヒケの駐在さんで親しまれておりました、糸田恭三氏が二見駐在所に転勤されました。後任は、警察署より若手バリバリの吉村郁也部長が着任されています。

水源深査

平国地区の簡易水道の水源にするため、ボーリングを行っていましたが、深さ百二十メートル掘った所、一日当り六百トンの水量を掘りあて、町では昭和五十三、四年で平国、福浦の簡易水道を計画しております。